

かけがえのない大切な命を守るために 3月は「自殺対策強化月間」です

◎自殺の現状と「自殺対策強化月間」について

日本では年間2万3千人以上の方々が自らの意志で「命」を絶っています。宮崎県の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は、全国的に高く、平成27年は全国で3位となっています。本市では、平成27年の1年間に6人の方が自殺で亡くなっています。自殺が深刻な社会問題となっている現状の中、毎年3月は全国で『自殺対策強化月間』として自殺防止を呼び掛ける取り組みが行われています。

◎あなたやあなたの身近な人にもいつもと違う様子はありませんか？

自殺のサイン

- ① うつ症状が出てくる
（気分が沈む、自分を責める、仕事が手につかない）
- ② 原因不明の身体の不調が長引く（不眠、食欲不振、疲労感など）
- ③ 酒量が増す
- ④ 安全や健康が保てない（治療を中断する、自暴自棄になる）
- ⑤ 仕事の負担が急に増える、大きな失敗をする
- ⑥ 職場や家庭でサポートが得られない
- ⑦ 本人にとって価値あるものを失う（職、地位、家族、財産）
- ⑧ 重症の身体の病気にかかる
- ⑨ 自殺を口にする
- ⑩ 自殺未遂におよぶ

上記のような状態が続いている・・・それは、もしかしたら心の病気や自殺のサインかもしれません。できるだけ早く専門機関に相談してください。

相談窓口等情報サイト「みやざきこころ青Tねっと」

<http://www.m-aot.net>

◎自殺の動機として最も多いのは健康問題ですが、その他にも経済上の問題や家庭問題、職場関係の悩みなど、その背景はさまざまです。これらの原因に、さまざまな要因が絡み合って自殺の下地ができていると言われています。

◎私たちができること

自殺を考える人は、「死ぬしかない」と視野が狭まっていたり、「孤立している」と感じています。

自殺者を一人でも減らすために、あなたができること、それは…

《 気づき 》 家族や仲間の変化に気づいて、声をかけましょう。

《 傾聴 》 本人の気持ちを尊重し、耳を傾けましょう。

《 つなぎ 》 早めに専門家に相談するよう促しましょう。

《 見守り 》 温かく寄り添いながら、じっくりと見守りましょう。

「こころの健康と自殺予防展」を行います。

こころの健康を保つための方法やこころの病気を理解すること、また「命」の大切さなどに関する展示やパンフレットの配布・関連図書の紹介を行います。ぜひお立ち寄りください。

●期間：3月1日（水）～29日（水）

●場所：西都市図書館

※期間中の6日（月）・13日（月）・21日（火）・27日（月）は休館日です。

他人事と考えず、ぜひ一緒に「命」について考えてみませんか？

（文書取扱：健康管理課健康推進係 43-1146）

平成29年度 労働基準監督官採用試験のお知らせ

厚生労働省では下記のとおり労働基準監督官の採用試験を実施します。
労働基準監督官とは、労働基準関係法令に基づいて、あらゆる職場に立ち入り、法に定める基準を事業主に守らせることにより、労働条件の確保・向上、働く人の安全や健康の確保を図り、また、不幸にして労働災害にあわれた方に対する労災補償の業務を行うことを任務とする厚生労働省の専門職員です。

- 【受験資格】
1. 昭和62年4月2日～平成8年4月1日生まれの者
 2. 平成8年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - (1) 大学を卒業した者及び平成30年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

【試験の程度】 大学卒業程度

【受付期間】 インターネット申込：3月31日（金）9時～4月12日（水）受信有効
インターネット申込用受験案内アドレス
http://www.jinji.go.jp/saiyo/siken/jyukennannnai/jyukennannnai_rouki.pdf
インターネット申込専用アドレス
<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>
厚生労働省ホームページ（労働基準監督官採用試験情報）
<http://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/kantokukan.html>

【採用予定者数】 労働基準監督A（法文系） 約170名
労働基準監督B（理工系） 約40名

【問合せ先】 宮崎労働局総務部総務課人事係 0985-38-8820

（文書取扱：商工観光課）

移住者向け市営住宅の提供について

西都市では、地域活性化を図るための人口増対策として、市外からの移住者を積極的に受け入れたいと考えています。そのため、市営住宅の空家を移住者の方の一時的な住まいとして提供できるようにしました。

原則1年間という短い期間での提供ではありますが、これから西都市で生活していこうとお考えの方は、生活の基盤づくりの住まいとして利用されてはいかがでしょうか。

- | | | |
|------------|--------|----|
| 1. 提供できる住宅 | 稚児ヶ池団地 | 5戸 |
| | 南方団地 | 2戸 |
| | 山田団地 | 2戸 |

※3・4・5階の部屋になります。

2. 提供できる期間

受付は平成29年4月1日から平成30年3月31日の間で、申し込みから1年間の入居が可能です。

また、特別の事情がある場合は1年間の延長が可能です。

3. 家賃

通常の市営住宅入居と同様に、収入に応じた家賃になります。

4. 敷金

家賃の3ヶ月分の敷金が必要です。

※その他いくつかの条件がありますので、詳しくは下記までお問合せください。

建築住宅課住宅係 43-0379

(文書取扱：建築住宅課)

産後1か月及び生後1か月児 健診費用の助成について

西都市では、産後1か月健診及び生後1か月児健診費用の一部助成を行います。

- | | |
|-------|--|
| ○対象 | 産後1か月健診（産婦さんの健診）及び生後1か月児健診を受けた方
※平成28年4月1日以降の健診が対象になります。 |
| ○助成金額 | 8,500円または実際にかかった健診費用のいずれか少ない額 |
| ○申請方法 | 健診費用を医療機関に全額支払った後に、健康管理課に申請してください。
※医療機関発行の領収書、印鑑、母子健康手帳、振込を希望する通帳（産婦さん名義）をご持参ください。 |
| ○申請期限 | 健診を受けた日から起算して180日を経過した日または健診を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日まで。 |

申請手続き等でご不明な点がございましたら、健康管理課健康推進係（43-1146）までお問合せください。

(文書取扱：健康管理課)

カセットボンベ缶・ライター等は 必ずガスを抜いて出してください

この季節、カセットボンベ缶の収集が増えています。

カセットボンベ缶は穴を開け、中身を完全に空にした状態で、金属類として出してもらっていますが、穴の開いていないカセットボンベ缶が多数見つかっています。

これらの中にガスが残ったままごみとして出されると火災事故が発生する原因となってしまいます。実際に、カセットボンベ缶が原因と思われる収集車で火災事故が発生しています。

このような事態が生じると、ごみ収集の遅れやごみ処分ができなくなってしまうケースも考えられます。

以下の点をしっかり守り、出していただきますようお願いいたします。

- カセットボンベ缶やスプレー缶等は中身を完全に使い切った後、必ず穴を開け、金属類で出してください。
- ガスを抜かれる際には、必ず風通しの良い屋外で作業してください。
- 最近のカセットボンベ缶等には、中身のガスを抜くためのガス抜き機能がついているものもあります。説明をよく確認した上でご利用ください。
- ライターはガスを完全に使い切り、できるだけ少量ずつ金属類で出してください。
なお、数が多い場合には生活環境課までご相談ください。

(文書取扱：生活環境課 43-3485)

化粧品等のビンの分別について

現在、『化粧品等のビン』は『燃やせないごみ(赤い袋)』として収集していますが、更なるリサイクルを推進していくため、今後は『缶・ビン類(黄色い袋)』として収集していきます。

※ただし、化粧品等のビンで乳白色のビンについては、これまでどおり『燃やせないごみ(赤い袋)』となります。

※当面の間、周知期間として乳白色以外の化粧品等のビンについては『燃やせないごみ(赤い袋)』『缶・ビン類(黄色い袋)』どちらで出されても収集いたします。

(文書取扱：生活環境課 43-3485)

井戸水使用世帯の下水道使用料に係わる 人数変更について

公共下水道・農業集落排水を使用中の方で、上水道と井戸水との併用、または井戸水のみを用水源としている世帯については、下水道使用料の認定は世帯人数により算定しております。

就学等による長期不在や出生・死亡等による世帯人数の変更が生じた場合は、変更届の提出が必要です。

ご不明の点は、下記までご連絡ください。
(連絡先)

上下水道課 下水道工務係 43-1326

(文書取扱：上下水道課)

国民年金保険料の納め忘れはありませんか

国民年金保険料を納めないままにしておくと、将来の老齢基礎年金や障害・遺族など事故が発生した場合の年金が受けられないことがあります。

平成28年度の国民年金保険料は、一ヶ月16,260円です。

納めた保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、税金の負担が軽減されます。

まだ納付がお済でない方は、納付書をご用意のうえ、至急お近くの金融機関、郵便局またはコンビニエンスストアの窓口で納付してください。

また、納め忘れがなく、納付の手間がかからない、口座振替やクレジットカードによる納付もできます。

国民年金保険料についてご不明な点がありましたら、高鍋年金事務所、または、西都市役所市民課年金係にお尋ねください。

【問合せ先】 高鍋年金事務所 23-5111
市民課年金係 43-1221

(文書取扱：市民課年金係)

さいと匠の会 スーパー竹とんぼ・鳥笛づくり教室

さいと匠の会3月の活動は、竹を使ったおもちゃ作りです。

普通の竹とんぼよりずーっとよく飛ぶ「スーパー竹とんぼ」と、鳥のさえずりのような音が出る「鳥笛」をつくります。手作りおもちゃにチャレンジしてみてください！

日 時	3月18日(土) 10時～15時
場 所	平助通りの「生きがい交流広場」
主 催	さいと匠の会
内 容	竹を使って、スーパー竹とんぼや鳥笛をつくります。 キリヤドリルを使って穴を開けるので、お子さまには保護者の方がついていただきますようお願いいたします。
定 員	15名 子どもさんに限らず大人の方も参加いただけます。 市外在住の方も大歓迎です。
そ の 他	参加料無料(材料と道具は、匠の会が準備します。)
予約締切日	3月13日(月) 午後5時 ※事前に商工観光課まで予約申込みをお願いします。

【申込・問合せ先】 商工観光課 43-3222

(文書取扱：商工観光課)

日向国府跡発掘調査 現地説明会の開催について

西都市教育委員会社会教育課では、今年度行っている国指定史跡 日向国府跡発掘調査の成果を一般公開する現地説明会を、以下の日程で開催します。

日向国府跡の中心である国庁の遺構を実際に見ることができる機会ですので、ぜひ、ご来場ください。

開催日時 3月12日(日)
第1回 13時30分～14時30分
第2回 15時～16時

会場 国指定史跡 日向国府跡(西都市大字右松字勿田2811-1)
※西都市立妻北小学校の北西に位置します。当日は周辺に案内板を設置します。案内は西都市ホームページにも掲載します。

主な遺構 日向国庁の塀南東隅における整地や塀の区画溝の痕跡、前身官衙東辺区画施設の痕跡、東脇殿北側に検出された大型建物の痕跡。

※雨天の場合は中止します。

(お問合せ) 社会教育課 文化財係 43-0846

(文書取扱: 社会教育課)

西都おもちゃライブラリー春休み工作教室 「サークルミラー(万華鏡)をつくろう」 参加者募集

西都おもちゃライブラリーでは、小学生を対象に「春休み工作教室」を下記のとおり開催します。万華鏡で不思議いっぱい「色」と「模様」の世界を作ってみませんか?

【日時】 4月1日(土) 10:00～11:30

【場所】 西都市生きがい交流広場 2階 大会議室
(西都市妻町1丁目73番地[平助通り])

【材料代】 ひとり200円

【定員】 20名

【持参品】 使用済みラップ(直径37mmのもの)の芯を1本(必須)

【申込先】 社会福祉法人 西都市社会福祉協議会
地域福祉活動おうえんセンター 地域福祉係
担当: 圖師(32-0910)

(文書取扱: 福祉事務所)

市の誘致企業で働いてみませんか

本市の誘致企業である「福栄産業株式会社」が従業員を募集していますのでお知らせします。

【就業場所】西都市大字鹿野田11365-2（アグリの大地内）

【業務内容】農業用施設の施工管理業務

【雇用形態】正社員

【雇用期間】期間の定めなし

【基本給】17万5千円～23万円（通勤手当・昇給・賞与あり）

【加入保険】社会保険、雇用保険、退職金制度あり

【就業時間】8時30分～17時30分

【休日等】土曜（月1～2日出勤あり）・日曜、祝日及び年末年始

【問合せ先】福栄産業株式会社 総務部 担当：日高、青木
43-0121

【その他】ハローワークにて所定の手続きが必要になります。応募方法や条件等の詳細はハローワーク高鍋（23-0848）までお問合せください。

市の誘致企業である「オリンピック工業(株)宮崎工場」が嘱託職員を1名募集していますのでお知らせします。

●就業場所：西都市大字茶臼原286番地2

●職種：製造補助

工場内での部品切断、仕上げ、梱包作業その他付随作業あり
※未経験者の方にも業務内容は丁寧にご指導いたします。

●年齢：不問（60歳以上も可）

●基本給：130,000円（別途通勤手当あり）

●加入保険等：社会保険加入

●就業時間：8時から17時まで

●休日：日祝、会社指定の土曜（月平均3回）、お盆、正月（計110日）

ハローワークにて所定の手続きが必要になります。

応募方法や条件等の詳細はハローワーク高鍋（23-0848）までお問合せください。

市税等徴収嘱託員の募集について

項 目 等	市税等徴収嘱託員
業 務 内 容	市税等の訪問催告業務等
募 集 人 員	1名
任 用 期 間	4月1日～平成30年3月31日 ※更新する場合があります
募 集 期 間	3月1日(水)～3月17日(金)
賃 金	月額 130,000円
勤 務 時 間 等	原則として、午前9時から午後8時までの間で、 1日6時間以内とし週29時間とします。 ※変則勤務となります。
福 利 厚 生	社会保険(健康保険、厚生年金保険)・労災・雇 用保険・有給休暇制度あり
応 募 資 格	西都市在住の健康な方で、パソコンによる事務及 び車の運転のできる方。市税等の滞納のない方。
応 募 方 法	市販の履歴書に写真を添付し、必要事項を記載の 上、市役所税務課納税第一係に申し込んでくださ い(郵送不可、直接持参してください)。 ※不採用の場合は、提出された履歴書は返却しま す。
採 用 方 法	面接により選考します。
問 合 せ 先	西都市役所 税務課 納税第一係 32-1001

(文書取扱：税務課納税第一係)

平成29年度「道路ふれあい月間」 推進標語を募集します

国土交通省では、毎年8月を「道路ふれあい月間」として、道路の正しい利用や道路愛護活動の推進に努めていますが、この一環として、平成29年度「道路ふれあい月間」推進標語を広く一般から募集します。

道路は、国民の日常生活や経済活動に欠くことのできない重要な公共施設ですが、あまりにも身近な存在であるため、その重要性が見過ごされがちです。

そこで、この推進標語の募集を通じて、道路の役割や重要性を改めて認識していただくことを目的としています。

詳しい募集要領は以下のとおりです。

◇募集テーマ◇

道路は、生活の向上と経済の発展に欠くことのできない国民共有の、つまりあなたの財産です。みんなが道路と親しみ、ふれあい、常に広く、美しく、安全に、共に楽しく利用し、次世代に受け継いでいきましょう。

◇応募資格◇

小学生以上の方から応募できます。

◇応募期間◇

3月31日(金)まで(当日必着)

※応募方法など詳しくは、国土交通省のホームページまたは下記までお問合せください。

◆問合せ先◆ 国土交通省道路局道路交通管理課 総務係
(代表) 03-5253-8111 (内線) 37423
(mail) fureaigekkan-h2x5@mlit.go.jp

(文書取扱：建設課)

高齢者生きがいづくり事業参加者募集

高齢者の生きがいづくり、健康づくり、社会参画を進めるため、地域の高齢者が集い交流できる場、また、高齢者の能力を生かし、働ける場を創出することを目的に活動される団体を募集しています。

【補助対象団体】60歳以上の者、5人以上で組織された団体

【主な補助要件】○月4回以上事業を行うこと

○他の補助金等を受けていないこと

○補助期間終了後も自主運営が可能な事業であること

【補助期間】3カ年度で、補助金額は1年目は50万円、2年目・3年目は25万円を上限とします。

【申込先】西都市福祉事務所 高齢者福祉係
(32-1010)

(文書取扱：福祉事務所)

法務局・人権擁護委員による 『人権・なやみごと相談所』を開設します

家庭内の問題(夫婦・親子、結婚・離婚、相続など)や、隣近所とのもめごと、いじめ、体罰などの問題に関するご相談をお受けします。相談は無料で秘密厳守になっておりますので、お気軽においでください。

- 日 時 3月21日(火)
午前10時から午後3時まで
- 場 所 市役所南庁舎1階
- 相談員 人権擁護委員 2名

その他関係機関でも、面談・電話による相談は平日午前8時30分から午後5時15分まで随時お受けしております。

関係機関名	電話番号	備考
宮崎地方法務局人権擁護課	0985-22-5124	
人権相談ナビダイヤル	0570-003-110	全国统一ナビ
女性の人権ホットライン	0570-070-810	
子どもの人権110番	0120-007-110	通話料無料

インターネット人権相談受付システム

○パソコンから(大人・子ども共通)

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

(文書取扱：市民協働推進課)

第12回西都原このはなマラソン大会 開催に伴う交通規制について

3月19日（日）に第12回西都原このはなマラソン大会を西都原台地で開催いたします。

大会開催にあたりまして西都原公園内道路の交通規制が時間を区切って行われます。大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

